

信用保証料助成金交付要綱

公益社団法人 大分県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人大分県トラック協会(以下「県ト協」という)の会員事業者が、信用保証協会に支払う保証料の一部を協会から助成することとし、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「金融機関」とは、本事業を取扱う全ての金融機関をいう。
- (2) 「融資」とは、会員事業者が前項で定める金融機関から受ける融資をいう。
- (3) 「激甚災害」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき指定された東日本大震災等による災害をいう。
- (4) 「保証料」とは、信用保証協会が算定するもので、会員事業者から信用保証協会に支払われた信用保証料をいう。

(対象の融資制度及対象者)

第3条 助成の対象は、次の各号に定める制度を活用する会員事業者とする。

- (1) 原油・原材料価格の変動、業況悪化に伴う資金繰り支援等を目的とした融資及び経営改善を図ろうとしている事業者に対しての融資。
 - ① 大分県の中小企業活性化資金活性化融資
 - ② 大分県の中小企業金融円滑化資金融資
- (2) 国が定めるセーフティネット保証(中小企業信用保険法第2条第5項第1号～8号及び同条第6項「危機関連保証」)の認定を受けた融資。
- (3) 「激甚災害」として指定された「東日本大震災」に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資。

(助成額)

第4条 助成金額は、会員事業者が金融機関から融資を受けるために信用保証協会の信用保証を得るために支払われた保証料の2分の1の額とし、当該年度において30万円に達するまで助成を行うものとする。また、その助成額は円未満を切り捨てとする。但し、県ト協は会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合、助成金の返納を求めるものとする。なお、3月に申請した一部の者について

ては、その翌月の4月に支給することがある。

(申請手続)

第5条 会員事業者は、当該年度4月以降実施したものを、原則四半期ごとにその期間中に実施しとりまとめた分を翌月(7月、10月、1月、3月の都度)の20日(3月のみ10日)までに県ト協の申請様式に「信用保証協会保証料助成申請書」、「証明願い」、「信用保証料計算書」と「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」(写)及び「大分県中小企業活性化資金特別融資に係る通知書」(中小企業活性化資金活性化融資の場合)、「大分県中小企業金融円滑化借換資金」(中小企業金融円滑化借換資金融資の場合)「セーフティネット保証に係る認定書」(セーフティネット保証の場合)等を添付し県ト協会長宛に申請するものとする。申請は、受付期間中においても当年度の予算に達した場合は、申請受付を終了することもある。

(実施期間)

第6条 当該年度4月から2月末までとする。

(助成金の返納)

第7条 当該助成金の交付を受けた会員事業者が、融資の繰上償還を行った場合等で保証料の返還を受けた場合には、その日から14日以内に県ト協にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返納を行わなければならない。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、交付金近代化委員会において協議し定めるところによる。但し、委員会を開催する暇がない時に発生した事項については、交付金近代化委員会の委員長の承認をもらい、委員長は、これを直近の交付金近代化委員会において承諾を得なければならないものとする。

(附 則)

平成20年5月28日制定

平成21年5月28日一部改正

平成22年6月30日一部追記

平成23年5月31日一部追記

平成24年4月 1日一部改正

平成25年4月 1日一部改正

平成26年4月 1日字句訂正

(助成金額の改正)

(中小企業活性化資金活性化融資の追加)

(東日本大震災復興緊急保証融資の追加)

(中小企業金融円滑化借換資金の追加)

(雑則の追記)

平成26年5月16日一部改正

平成30年4月 1日一部改正

(申請手続の変更)

(危機関連保証の追加)

(実施期間の変更)